

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年11月25日～2021年12月1日)

令和3年(2021年)12月3日

H E A D L I N E S									
<p>政治</p> <p>EU加盟に関する世論調査 ベラルーシ国境における不法移民情勢に関する超党派会合 普通裁判所制度に関する法改正案の発表 新型コロナウイルス感染症オミクロン株の出現に伴う水際防疫措置及び国内制限措置の強化 国境警備法改正案の成立 モラヴィエツキ首相の独訪問 ドゥダ大統領とスルテンベルグNATO事務総長との会談 ポーランド陸軍の演習 モラヴィエツキ首相の独の戦後賠償問題に関する発言 モラヴィエツキ首相の英国訪問 ドゥダ大統領のV4大統領会合出席 米国製戦車導入に伴う訓練 ラウ外相のNATO外相会合出席</p>									
<p>治安等</p> <p>ベラルーシからの不法移民に関連する動向 警察がワルシャワ西駅で強盗を行った容疑者を逮捕 国家警察本部がオンライン詐欺に関して注意喚起</p>									
<p>経済</p> <p>インフレ対策パッケージの発表 オミクロン株の経済的影響に関する財務大臣発言 モラヴィエツキ首相、医療基金の詳細を発表 10月の失業率 外国人労働者の増加 11月の購買担当者景気指数(PMI) レール・バルティカの遅延 ポーランド交通ハブプロジェクト(STH)関連法案、政府内から批判 国家環境保護・水管理基金による電気自動車インフラ整備 トゥルフ炭鉱を巡る動向 仏電力会社、ポーランド原子力発電所受注に向け、ポーランド産業界と連携 CO2排出権取引による収入が過去最高に</p>									
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>									
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>									

お問い合わせ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 「F」 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
 お願い 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。

政 治

内 政

EU加盟に関する世論調査【11月26日】

11月26日に発表された当地世論調査機関KantarのポーランドのEU加盟に関する世論調査によると、ポーランド人の82%がEU加盟を支持すると回答した。また、仮に「Polexit」を巡る国民投票が行われた場合、79%がEU離脱に反対し、13%が賛成すると回答した。

ベラルーシ国境における不法移民情勢に関する超党派会合【11月29日】

11月29日、モラヴィエツキ首相は、ベラルーシ国境情勢とロシアのウクライナ侵攻の可能性について、各議会党派・グループの代表と会談した。ミュレル政府報道官は、同会合は、事態の深刻さを理解する雰囲気の中で行われたと述べた。ブトゥカ「市民連立」(KO)院内総務は、「市民プラットフォーム」(PO)の代表が同会談で新しく学ぶべきことは何もなかったと語った。

普通裁判所制度に関する法改正案の発表【11月29日】

11月29日、ジョブロ法務大臣兼検事総長は、普通裁判所の構造と裁判官の地位に関する法改正案を発表した。同改正案によれば、普通裁判所の3段階構造を2段階構造に変更し、現行の318の地方裁判所、46の地域裁判所及び11の控訴裁判所の3つが79の地方裁判所及び20地域裁判所の2つに集約される。また、給与格差の是正と裁判官の独立の更なる確保を目的として、これまでの地方裁判所裁判官、地域裁判所裁判官及び控訴裁判所裁判官という区別がなくなり、裁判官の地位が「普通裁判所裁判官」に統一されることになる。さらに、現行法に基づいて裁判官を無期限に他の裁判所へ出向させる法務大臣の権限が制限され、法務大臣が裁判官を他の裁判所へ出向させる場合であっても、2年以内の定められた期間となるとともに、法務大臣が出向先の裁判官を呼び戻すことは不可能となる。なお、出向の対象となる裁判官は少なくとも5年間裁判官を務めた者のみとなる。

同改正案は、閣僚評議会での審議を経て、下院に提出される必要がある。

新型コロナウイルス感染症オミクロン株の出現に伴う水際防疫措置及び国内制限措置の強化【11月29日】

11月29日、ニェジェルスキ保健大臣は、オミクロン株の出現に伴う水際防疫措置及び国内制限措置の強化を発表した。同措置は、12月1日から同月17日まで適用される予定である。

アフリカ7か国(ボツワナ、エスワティニ、レソト、モザンビーク、ナミビア、南ア、ジンバブエ)からの航空便の運航が禁止されるとともに、同7国からの渡航者については、経由地を問わず、14日間の隔離義務が適用される。なお、検査の陰性証明による隔離期間の短縮は不可能となっている。

シェンゲン協定域外などからの渡航者については、隔離期間が10日から14日に延長された。ただし、入国日翌日から起算して8日目以降にPCR検査を受け、陰性証明によって隔離期間を短縮することは可能である。

その他、国内各種施設における人数制限がこれまでよりも厳しいものとなった。ただし、ワクチン接種者は制限の適用を受けない。

国境警備法改正案の成立【11月30日】

11月30日、国境警備法改正案に関する審議・投票が下院本会議で行われた。下院は、上院が同改正案に付した、ジャーナリストや人道支援団体を国境沿い地域における立ち入り禁止の対象外とする、同改正案の適用範囲を緊急事態発令対象地域に限定するといったものを含む8つの修正を全て棄却する形で同改正案を採択した。その後、ドゥダ大統領の署名を経て官報に掲載され、発効した。同日、内務・行政大臣令が官報に掲載され、本年12月1日から来年3月1日まで、緊急事態の対象となっていた地域(ポドラスキエ県及びルベルスキエ県の183市町村)における滞在が禁止されることになったほか、国境警備隊の権限が拡大された。

外交・安全保障

モラヴィエツキ首相の独訪問【11月25日】

11月25日、モラヴィエツキ首相は、ベルリンを訪問し、メルケル独首相及びショルツ次期首相候補と会談した。同訪問は、ポーランド・ベラルーシ国境の不法移民情勢に対する欧州各国及びNATO加盟国の対応を調整することを目的とした一連の欧州首脳との会談の一環として行われた。モラヴィエツキ首

相は、メルケル首相との会談は、東方の危機に対する両国の連帯を示すものであったと強調した。同首相は、ルカシェンコ政権は欧州の共同体を不安定にするために移民を使ってEUの国境を試していることを強調し、ポーランドが不法に国境を越えようとする移民の波を止めたことを保証した。両首相は、EUの東側国境の状況に加えて、現在欧州全体で上昇し

ているエネルギーやガスの価格についても議論した。

ドゥダ大統領とストルテンベルグNATO事務総長との会談【11月25日】

11月25日、ドゥダ大統領は、ブリュッセルを訪問し、ストルテンベルグNATO事務総長との会談を行った。会談後、ドゥダ大統領は、「ポーランドの国境では、ベラルーシ側によるハイブリッド攻撃が進行しており、これは間違いなくロシア当局の支援を受けている。ストルテンベルグ事務総長に対し、ポーランド、EU、NATOの国境の状況と影響を説明し、同事務総長の明確な立場に対して感謝の意を述べた」と強調した。また、同大統領は、ポーランドは、北大西洋条約上の義務、そしてEUとNATOへの加盟から生じる義務を果たしている」と述べるとともに、ストルテンベルグ事務総長に対して、国境への攻撃は民間人によるものであり、軍の支援を受けた国境警備隊と警察がこの攻撃を防いでいることを保証したと強調した。

ポーランド陸軍の演習【11月25日】

11月25日、ブワシュチャク国防大臣は、第16機械化師団の隷下部隊によるナレフ川における渡河訓練を視察し、ポーランド陸軍は戦闘態勢を強化しており、この演習は、ポーランド陸軍の部隊が東部国境にようやく戻ってきたことを示す非常に強いシグナルであると述べた。

モラヴィエツキ首相の独の戦後賠償問題に関する発言【11月26日】

11月26日、モラヴィエツキ首相は、独報道機関DPAのインタビューに答え、ポーランドは今後も独に対して戦後賠償を求めていくと述べた。また、同首相は、第二次世界大戦の独による損害を分析し、賠償請求手続を行うため、戦争損害研究所(Institute of War Losses)の設立に関する決定に署名したことと言及した。さらに、同首相は、独のポーランドに対する損害賠償額を算出するための議会委員会がまとめた報告書について、来年2月までに公表できるよう準備を進めていることを明らかにした。

モラヴィエツキ首相の英国訪問【11月26日】

11月26日、モラヴィエツキ首相は、ロンドンを訪問し、ジョンソン首相と会談した。会談では、EUの東側国境における危機が主な議題となった。ジョンソン首相は、英国は移民問題においてポーランドと肩を並べて立っていると述べ、ポーランドはNATOにおいて、長期的な安全保障の面だけでなく、他の多くの分野

でも英国に最も近い欧州の同盟国であると強調した。両首相は、EUのポーランドとベラルーシの国境の危機、エネルギー危機だけでなく、ウクライナ、モルドバ、西バルカンに関連する活動についても、共同で立場を確認することを約束した。

ドゥダ大統領のV4大統領会合出席【11月29日】

11月29日、ドゥダ大統領は、ブダペストを訪問し、ハンガリー、チェコ、スロバキアの大統領と会談した。同大統領は、V4諸国の大統領は、国境問題で困難な状況に置かれているポーランドへの連帯を明確に表明したと強調した。V4諸国の大統領は、共同声明を採択し、「ベラルーシの政権の行動は、人々を冷笑的に利用し、彼らの尊厳と人権を侵害してするものであり、到底受け入れられるものではない。我々は、このような行為に抗議し、ベラルーシとの国境でハイブリッド攻撃を受けた国々と全面的に連帯する」と述べた。また、V4大統領は、新型コロナワクチンを接種するようそれぞれの国民に呼びかけた。

米国製戦車導入に伴う訓練【11月29日】

10月から11月にかけて、ポーランド軍兵士は、米国アイダホ州の演習場において実施されたエイブラムス戦車に慣熟するための訓練に参加した。ポーランド軍は、最新鋭のM1A2SEPv3戦車を250両導入する予定であり、これらの戦車は第1ワルシャワ機甲旅団とルブリンの第19機械化旅団に配備される。

ラウ外相のNATO外相会合出席【11月30日～12月1日】

11月30日から12月1日にかけて、ラウ外相は、リガで開催されたNATO外相会合に出席した。会合では、ウクライナとの国境におけるロシア軍の活動や、ポーランドとベラルーシの国境における危機に関連して、NATOとユーロ・アトランティック地域の安全保障における現在の課題が主要な議題の一つとなった。ラウ外相は、スピーチの中で、NATOは「いかなる侵略も許されず、加盟国の安全を確保するために断固とした抑止力と防衛措置を講じる用意がある」という明確なシグナルを発信しなければならないと強調した。外相らは、ロシアの攻撃的な姿勢に直面しても、同盟全体の団結力と連帯を維持する必要があるとの考えで一致した。また、ラウ外相は、英国、スペイン、スウェーデン、アイスランドの外相との間でそれぞれ二国間会談を行った。

治 安 等

ベラルーシからの不法移民に関連する動向【11月25、28、30日、12月1日】

25日、9月以降外国人監視センターとして利用さ

れている軍事訓練センターにおいて、当該施設に収容されている外国人がフェンスや監視カメラを破壊するなど騒動を起こした。

28日、当地ポータルサイト Onet は、これまでにベラルーシ国境で死亡した人数について、確認されているだけで14名いると報じた。同報道によると、うち12名は公式に確認されており、また、2名は職務中に死亡したポーランド兵士であるとのことである。

30日、内務・行政省は、ベラルーシ国境に建設予定のフェンス用鋼材が Wegloks SA Capital Group 及び Mostostal Siedlce 社のコンソーシアムによって提供されることになると発表した。

12月1日、国防省は、ベラルーシ国境に設置した照明用マストがベラルーシ側から発砲されたエアガンにより破壊されたとツイッター上で明らかにした。同事案は、テレスポールで発生したという。プワシュチャク国防大臣は、本件に関連して、ベラルーシ軍による挑発行為は絶対に容認できないとツイートした。

警察がワルシャワ西駅で強盗を行った容疑者を逮捕【11月30日】

ワルシャワ首都警察は、ワルシャワ西駅で強盗を働いた容疑で男性2名を逮捕したと発表した。同事

経 済
経済政策

インフレ対策パッケージの発表【11月25-30日】

11月25日、モラヴィエツキ首相は、現下の物価高騰への対応として、インフレ対策パッケージ「Anti-Inflation Shield」を発表した。同パッケージは特に燃料、エネルギー、食料の最も重要な分野を対象とし、総額100億ズロチに上る。具体的には、電気料金及び食料価格の上昇の影響を緩和するべく、世帯を対象とした補助金の支給(世帯のサイズや収入により400~1,150ズロチ)を2022年に実施する。家庭向け電力の物品税を撤廃する。また、その他の利用者の電力の物品税をEU最低水準にまで引き下げる。更に、電力価格の付加価値税(VAT)を、2022年1月~3月まで現在の23%から5%に、ガスのVATを23%から8%にそれぞれ引き下げる。2021年12月20日~2022年5月20日まで燃料に対する物品税をEUで認められる最低水準まで引き下げる。また、2022年1月1日~5月31日まで燃料の小売上税を撤廃する。

30日、閣僚評議会は同パッケージを採択した。モラヴィエツキ首相によると、同パッケージによりインフレを1~1.5ポイント低下させることが期待される。但し、同首相は、2022年第2四半期にインフレが低下しない場合、追加措置を講じるとも付言した。

オミクロン株の経済的影響に関する財務大臣発言【11月30日】

コシチンスキ財務大臣は、他国におけるロックダ

案は、同駅の公衆用トイレで発生し、容疑者男性は被害者に近づき、腹にナイフを当て金銭をよこすよう脅し、2,000ズロチを奪った後、その場を立ち去ったという。

国家警察本部がオンライン詐欺に関して注意喚起【12月1日】

国家警察本部は、ワルシャワ首都警察やサイバー犯罪対策局のバーナーが添付された支払い請求をSMSで受領した場合、それは詐欺であると注意喚起を行った。同本部は、犯罪者はあらゆる機会を利用して搾取を試みており、特にクリスマスを控えるこの時期は、犯罪者が口座データなどを盗む絶好の機会であると指摘した。上記のようなSMSに記載されたリンク先をクリックすると、銀行のウェブサイトによく似たページが現れ、アカウントやパスワードを入力するよう求められるが、入力したデータが犯罪者に盗み取られ、口座を不正に利用される可能性があるという警告した。また、一例として、電気代の追加料金の精算を装い、滞納分を支払わなければ電力供給を停止すると脅してくるという事案を挙げた。

ウン措置の導入は、当該諸国の貿易や下請け業者の受注を阻害し、ポーランドの貿易にも影響を与えるとして懸念を表明した。その上で、現在のポーランドの公共財政の状況は良好であり、オミクロン株という新たな変異株への懸念はあるも、その経済的な影響を緩衝するための財源はあると述べた。また、政府のインフレ対策パッケージの一番の狙いは、インフレを低減させることではなく、2022年1月~2月に予測されるインフレのピークにポーランド国民が対応するために必要なバッファを提供することにあるとした。また、二番目の狙いは、インフレ期待を沈静化することであると付言した。

モラヴィエツキ首相、医療基金の詳細を発表【12月1日】

12月1日、大統領府で開催されたドゥダ大統領、ニエジェルスキ保健大臣、医療分野の専門家が出席した会合において、モラヴィエツキ首相は新たに設立される医療基金の詳細を発表した。同基金は、(1)医療施設の近代化、(2)予防薬の開発、(3)医薬品の開発等を行う戦略インフラの開発、(4)治療及び革新的な活動の4つの柱で構成され、予算総額は398億ズロチと見積もられている。ドゥダ大統領は、同基金から、2022~2023年に20億ズロチが病院や小児病棟の整備・近代化事業に割り当てられるとし、近々入札が予定されていることを歓迎する旨述べた。

マクロ経済動向・統計

10月の失業率【11月25日】

中央統計局(GUS)によれば、10月の失業率は5.5%(対前月比0.1%減)で、10月末の登録済み失業者数は91万900人となった(9月末時点では93万4,700人)。

外国人労働者の増加【11月25日】

社会保険庁(ZUS)によると、過去1年間でポーランドで勤務する外国人労働者は20%以上増加した。特に2021年10月は記録的な月となり、約87万2,000人の外国人労働者や経営者が社会保険料を支

払った(このうち、ウクライナ人は約63万6,000人)。同数字は、2020年10月時点では72万1,000人、2019年10月時点では68万3,000人であった。

11月の購買担当者景気指数(PMI)【12月1日】

IHS Markitによると、11月の購買担当者景気指数(PMI)は、54.4ポイントと前月の53.8ポイントから上昇した。生産高及び新規受注の伸びが指数の上昇に寄与した一方、人員不足等が雇用の変数を僅かに押し下げた。また、物価高騰が生産者の先行き見通しに影を落としている。

ポーランド産業動向

レール・バルティカの遅延【11月29日】

欧州会計監査院は、建設が大幅に遅れて経済効果が疑わしい欧州横断輸送ネットワーク(TEN-T)の検証を求めている。これにはバルト海からポーランドまでをつなぐレール・バルティカも含まれており、同路線は2026年に完成予定であったが、少なくとも3年の遅延が発生している。ポーランドとリトアニアにおいては進捗しているが、エストニアとラトビアにおいてはかなり遅れている。

鉄道インフラ専門家であるCPK前副社長は、過疎地域における新たな高速鉄道の建設は適切ではなく、既存鉄道の近代化に取り組むべきであると主張している。

ポーランド交通ハブプロジェクト(STH)関連法案、政府内から批判【12月1日】

ポーランド交通ハブプロジェクト(STH)の実現を促進するための様々な法案が、立法プロセスの初期段階である省庁間協議の場で激しく批判された。提案された法案には、国営ポーランド空港会社(PPL)を商業化しCPK(STH)特別目的会社をPPL株で資本化すること、国の債権によるCPK社への資金調達、さらには、土地の購入や空港、高速鉄道、道路の建設を容易にするための変更点などが含まれている。

しかし、政府立法センター(RCL)が発表した協議結果によると、首相府(新会社に対する監督権限と管理の分担が不明確)、財務省(提供される国債に制限がない)、CPK社が鉄道基金を活用することに反対)、EU問題担当大臣(環境的・社会的建設手続きの変更、その他の法的問題に反対)などから批判を受けた。

エネルギー・環境

国家環境保護・水管理基金による電気自動車インフラ整備【11月29日】

国家環境保護・水管理基金(NFOŚiGW)は、2022年1月7日から2022年3月31日まで「電気自動車の充電及び水素燃料補給インフラへの支援」と「電気自動車の充電ステーション展開のための電力インフラ整備」の2つのプロジェクトについて、参加者を募ることを発表した。前者は8億7,000万ズロチの予算で、電気自動車の充電ポイントやステーションの設置・再建または水素燃料ステーションの建設・再建を計画している自治体、企業、住宅協同組合、コミュニティ及び個人農家を返金不可の補助金で支援する。後者は10億ズロチ相当が近代化基金から資金提供され、配電システムのオペレーターが約400kmの電力ラインを建設、拡張または近代化するとともに約800の変圧器と配電所の建設できるようにする。

本プログラムは、電気自動車、Eモビリティ関連の産業とサービスを普及させることが目的である。2021年10月末現在、ポーランドでは33,143台の電気自動車が登録されており、536台の高速充電ステーションを含む1,712台の電気自動車充電ステーションが一般利用されている。

トゥルフ炭鉱を巡る動向【11月30日】

欧州司法裁判所(ECJ)の報道担当はツイッターで、2022年2月3日にトゥルフ炭鉱担当の法務官の意見が発表されると掲載した。法務官の意見はECJの判決の序章であり、通常ECJは当該意見に同意するが、まったく異なる判決を下すこともある。

仏電力会社、ポーランド原子力発電所受注に向け、ポーランド産業界と連携【12月1日】

仏の国営電力会社であるEDFは、パリで開催された世界原子力産業エキスポにおいて、ポーランドの

エネルギー関連企業5社(Rafako、Dominion Polska、Egis Poland、Energomontaż-Północ Gdynia、Zarmen)と原子力に関する協力協定(MOC)を締結した。当該MOCは、EDFがポーランド政府に提示した、欧州加圧水型炉(EPR)技術をベースとした原子力発電所建設計画に関連するもので、ポーランド産業を参加させることを目的としている。ポーランド政府は、2022年末までに最初の原子力発電所建設計画の技術的・財政的パートナーを決定すると宣言している。

CO2排出権取引による収入が過去最高に【12月1日】

2021年のCO2排出権取引による収入は104億ズロチと予想されていたが、ズロチ安と排出権取引

価格の高騰(1トンあたり80ユーロ、年初の150%増)により、2021年半ばに当初の予測を達成し、現在は237億ズロチ、年末には250億ズロチに達する見込み。この資金の一部は、エネルギー集約型企業に支払われる補償金に使用され、残りの資金は政府がグリーン・トランジション・プロジェクトに充当する予定。他方、当該収入は、直接国家予算に計上され、特段予算の区分けがされていないため、具体的にどれだけの予算が気候関連に使われるか不明となっている。気候・環境省が欧州委員会に提出した報告書によると、少なくとも50%は、再生可能エネルギーの開発、火力発電の近代化、CO2の回収、公共交通機関の普及などの環境プロジェクトに使用される。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われなかった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
- (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
- (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの種類別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4: 退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に

渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取るようになってきました。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。現在、ポーランドでの感染状況は比較的落ち着いていますが、引き続きご注意ください。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナウイルスワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3（渡航中止勧告）を発出しておりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005 (受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-73 00、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で・・・」【8月13日(金)～12月5日(日)】

クラクフ国立博物館において、日本の浮世絵展「北斎 旅の途中で・・・」が開催されます。入場は有料です。
開催場所：クラクフ市、Muzeum Narodowe w Krakowie, al. 3 Maja 1, Kraków
詳細：<https://mnk.pl/wystawy/hokusai-wedrujac>

【開催中】展覧会「尽きない紙 越前和紙」【2021年10月26日(火)～2022年2月23日(日)】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「尽きない紙 越前和紙」が開催されます。越前和紙の歴史や作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。
開催場所：クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków
詳細：<https://manggha.pl/wystawa/niewyczerpany-papier>

【開催中】展覧会「集団と個の狭間で－1950年代から60年代の日本前衛美術」展【2021年11月25日(木)～2022年3月13日(日)】

国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」にて、展覧会「集団と個の狭間で－1950年代から60年代の日本前衛美術」展が開催されます。戦後日本の前衛美術(アバンギャルド)を紹介する展覧会です。入場は有料です。
主催：国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」
開催場所：ワルシャワ市、Zachęta - Narodowa Galeria Sztuki (plac Stanisława Małachowskiego 3)
詳細：<https://zacheta.art.pl/pl/wystawy/awangarda-japonska>

【予定】第4回極真空手欧州選手権【2021年12月11日(土)～12日(日)】

レジャイスク市にて、レジャイスク極真空手クラブ主催による『第4回極真空手欧州選手権』が開催されます。
開催場所：レジャイスク市、Hala ZSL (M. Curie-Skłodowskiej 6)
詳細：<https://karatelezajsk.pl/linki/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(<http://www.pl.emb-japan.go.jp/index.j.htm>)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)